

墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条による改正(墨田区長等の給料等に関する条例(昭和22年墨田区条例第7号))

改正案	現行
第7条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の173.5、 <u>12月に支給する場合には100分の169.5</u> を乗じて得た額に、支給割合を乗じて得た額とする。 ～〔略〕 2・3〔略〕	第7条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月及び <u>12月に支給する場合には100分の173.5</u> を乗じて得た額に、支給割合を乗じて得た額とする。 ～〔略〕 2・3〔略〕

第2条による改正(墨田区長等の給料等に関する条例)

改正案	第1条による改正後
第7条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月及び <u>12月に支給する場合には100分の171.5</u> を乗じて得た額に、支給割合を乗じて得た額とする。 ～〔略〕 2・3〔略〕	第7条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に <u>支給する場合には100分の173.5</u> 、12月に支給する場合には <u>100分の169.5</u> を乗じて得た額に、支給割合を乗じて得た額とする。 ～〔略〕 2・3〔略〕

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。